

定期監査指摘事項

監査対象機関名	住民課
監査実施年月日	平成 30 年 10 月 12 日（金）
監査の結果	措置の状況
<p>廃棄物の処理に関する随意契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に係る村の積算金額が作成されていない。 ・契約保証金免除申請が提出されているが、免除する決裁がとられていない。正しい事務手続きの執行に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降、設計書の作成を行います。 ・次年度以降、正しい事務手続きを行います。
<p>人権啓発カレンダー印刷製本業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村が作成した仕様書にカレンダーのページ数が書かれていない。正しい仕様書を作成し、見積の徴取を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降、正しい仕様書の作成を行います。
<p>戸籍総合システム・ブックレス保守サービス業務委託契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約する前に業務委託する業務の必要性和業務を委託する決裁がとられていない。また、条例の主旨にあう内容であれば、長期継続契約を実施してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降、正しい事務手続きを行います。また、長期継続契約については、条例の趣旨にあうため、次年度より実施します。

定期監査指摘事項

監査対象機関名	健康福祉課	
監査実施年月日	平成 30 年 11 月 9 日 (金)	
	監査の結果	措置の状況
	<p>平成 29 年 1 月 6 日支払分のアコーディオンスクリーン備品購入費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 者から見積徴取しているが、結果通知書が作成されていない。また、見積徴取後の購入業務契約締結の起案がされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千早赤阪村随意契約ガイドラインに基づき適切な事務処理をするよう努めます。
	<p>電動自転車備品購入費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 7 月 27 日支払分の電動自転車備品購入費について、他業者の調査がされていない。また、起案に購入の必要性も記載されていないため記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千早赤阪村随意契約ガイドラインに基づき 2 者から見積を徴取しております。比較見積の結果を記載していなかったため、今後は見積調書を作成し書類の明瞭化に努めます。また、備品購入の必要性についても起案の際記載するよう改善します。
	<p>コミュニティソーシャルワーカー委託料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書の 9 条に毎月、事業の実績報告を行うことと記載されているが、毎月の報告がされていない。毎月の報告をさせ、事業内容を確認すること。要綱、契約書に基づいた処理を行うこと。 ・ コミュニティソーシャルワーカー委託料を年 2 回支払っているが、契約書に支払方法の記載がない。支払方法を契約書に記載すること。 ・ コミュニティソーシャルワーカー委託料の業務仕様書が作成されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度より毎月の事業報告を提出させることを含め、要綱、契約書に則った処理を実施してまいります。 ・ 次期委託契約時から支払方法を契約書に明記し、それに則り業務を実施してまいります。 ・ 次期委託契約時から業務仕様書を作成してまいります。
	<p>地域福祉計画策定業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザルを行い業者を決定しているが、①審査員の決定する決裁がとられていない、②審査手続を決めていない、③評価の基準を決めた決裁がとられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回計画策定時に審査員の決定、審査手続及び評価の基準を決める決裁を行い、業務を実施してまいります。

監査の結果	措置の状況
<p>地域子育て支援センター事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター事業の要綱では、社会福祉法人、NPO、民間事業者を事業実施の対象としているが決裁文書には現在の社会福祉法人の決定だけを記載している。公募したが他の事業者の応募がなかったのか、事業内容を実施できる事業者がその事業者しかないのであれば、事業実施者決定の決裁文書にその旨を記載すること。 ・地域子育て支援センター事業の受託者は、基本計画を立案し村長の承諾を得ること、また、利用状況を毎月報告することとあるが、基本計画についての村長が承諾した決裁をとっていない。受託者から毎月、利用状況報告書が提出されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村内で、本事業運営を確保できる法人等が1者しかないことが明白である旨を、今後、決裁文書に記載してまいります。 ・今後、基本計画について村長の承諾を得るよう徹底します。また、利用状況報告の提出を行うよう指導してまいります。
<p>野外活動センター土質調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者の見積金額と村の設計金額が作成日も金額も同じであると共に、契約金額も同額である。随意契約の業者選定と契約金額の経過について決裁上で記載すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後記載してまいります。

定期監査指摘事項

監査対象機関名	観光・産業振興課
監査実施年月日	平成 30 年 12 月 13 日（木）
監査の結果	措置の状況
<p>農地台帳システム保守料の契約書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面に委託者、受託者がどちらになるかという情報が記載されていない。 ・年 2 回の保守業務を行うことになっているが、実施日や内容、確認者等の情報が記録されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の契約書から委託者（甲）、受託者（乙）を記載します。 ・今年度から保守業務の実施日、内容、確認者の情報を記録した作業報告書を作成します。
<p>バイオトイレ周辺清掃業務委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の報告書、及び担当者の確認の印鑑がない。 ・毎月水曜日に清掃を実施することになっているが、平成 28 年 6 月は木曜日に実施しており、その変更届が提出されていない。 ・年の最後には 1 年間の業務報告書の提出を求めた方がよい。また、草刈については実施前、実施後の確認、清掃については毎回の実施記録を確認すること。 ・随契理由書の理由部分が一部訂正されているが、誰が訂正を行ったのかという記録がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の報告書から担当者の確認欄を設け、業務完了確認を行っております。 ・次年度の契約書から変更届の提出を依頼します。 ・次年度の契約書から仕様書に年度末における業務報告書を提出することを記載し、指摘通りの運用を行います。また、毎回の実施記録の確認については、改善を検討していきます。 ・次年度の契約から訂正を行った場合は訂正者を記載いたします。
<p>有害鳥獣駆除委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度における有害鳥獣駆除委託の契約書に収入印紙が貼られていない。 ・有害鳥獣駆除の契約書に書かれている駆除日数は 130 日となっているが、実績報告書添付されている資料の駆除日数は 120 日となっており、一致していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の契約書から印紙を貼るよう指示します。 ・ご指摘の点について、29 年度から契約内容どおり業務を遂行しています。

監査の結果	措置の状況
<p>奉建塔周辺景観向上事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 完了報告及び実績報告を村が確認した記録がない。また、提出された事業計画は簡易決裁で処理されており、村が承認したという記録がない。提出された実績報告が、当初の事業計画通りとなっているかを確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度から完了報告書の提出を依頼し、完了検査をしています。また、ご指摘の点について次年度から事業計画通りとなっているか確認を徹底します。
<p>大阪府自然公園施設の清掃業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度における大阪府自然公園施設の清掃業務において、仕様書では事業実施後に写真付の報告書を提出させることになっているが、提出されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度から報告書と写真を提出させています。
<p>奥河内観光事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光協会から実施計画書が提出されていない。また事業報告において、写真コンクール、カレンダー作成等の業務が書かれているが、いつ、どこで、何をしたのかというイベントの詳細や物品の発注内容が記載されていない。補助金ではなく業務委託なので、きちんと業務が実施されたのかを確認すること。 一部の起案用紙に決裁日、施行日が記入されていないものが見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度から実施計画書を提出させています。 記入を徹底します。
<p>花いっぱい事業に伴う管理業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度における花いっぱい事業に伴う管理業務において、村内において雑草が繁茂している箇所もあることから、草刈りの定期的な実施についても計画してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の点について、改善を検討します。
<p>地域グルメ・お土産開発事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光協会から実施計画書が提出されていない。また、事業報告は費用についてしか書かれておらず、どのような事業をいつ、どこで、どのように実施したのかという情報がない。 変更契約が行われているが、変更理由が「未利用金が生じたため」となっている。事業 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の点について、改善を徹底します。 ご指摘の点について、改善を徹底します。

監査の結果	措置の状況
<p>を委託しているのであれば、変更した事業の内容を記載すべき。また、「受託金」と書かれているが、村からみれば委託なので「委託金」となる。記載方法に注意すること。</p>	
<p>林道災害復旧事業設計業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度林道災害復旧事業設計業務その 2 において、契約締結の決裁から始まっており、業務を実施してよいか、という起工伺いが作成されていない。災害のため緊急であったとのことだが、そうであれば合わせ決裁として処理し、その旨を記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、緊急の場合も契約伺いと合わせ施行伺いを作成します。
<p>金剛山ロープウェイ専用水道膜ろ過設備設置外改修工事監理業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度金剛山特別会計における金剛山ロープウェイ専用水道膜ろ過設備設置外改修工事監理業務において、起工伺いが作成されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、施行伺いの決裁後、契約伺いを作成します。

財政援助団体等監査指摘事項

監査対象機関名	健康福祉課
監査実施年月日	平成 30 年 10 月 19 日 (金)
監査の結果	措置の状況
<p>いきいきサロンやまゆり、いきいきサロンくすのきの指定管理の契約等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為を起しているが基本協定には、3年間の指定管理料額の記載がない。基本協定に、3年間の指定管理期間の指定管理料の金額を記載すること。 ・基本協定には、支払いについて「年度協定」に定めると規定されているが、支払回数などの支払い方法が定められていない。 ・千早赤阪村立いきいきサロン設置条例第10条に指定管理者の指定等の公告について規定されているが、指定する際に公告がされていない。 ・使用料の減免についての報告がされていない。事業報告時に報告させること。 ・ボランティア喫茶として使用させることは目的外使用になるので、指定管理者では出来ない。目的外使用許可は村長の権限である。 ・指定管理者から計画書及び仕様書のとおり事業を実施したかを確認できる事業報告の提出を求め、審査及び評価を行い村長の決裁をとること。 ・指定管理者において、管理人をシルバー人材センターと契約し、派遣を受けているが、国の通知（H15.7.17付）によると、選定する際の基準の一つに「事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること」と有り、国の通知を遵守すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期基本協定以後、基本協定に、3年間の指定管理期間の指定管理料金額を記載していきます。 ・次期年度協定以後、年度協定に、支払回数などの支払い方法を定めます。 ・指定を行った際の公告の実施を徹底していきます。 ・使用料の減免について、今後事業報告時の報告を行うように指導してまいります。 ・ボランティア喫茶は、村の高齢者の通いの場であり、介護予防として実施されています。また、千早赤阪村立いきいきサロン設置条例第1条の目的を達成するために必要な事業であるため、いきいきサロンの趣旨に則った事業であると考えます。 ・事業報告の提出を行うよう指導し、提出された事業報告については審査及び評価を行い、村長の決済をとるよう努めてまいります。 ・国の通知において、指定管理者においては「事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること」となっております。村としては現行の指定管理者である社会福祉協議会は当該国通知を満足させる団体であると考えますが、今後、団体としての特性をさらに生かした運営を行うよう、促して参ります。

監査の結果	措置の状況
<ul style="list-style-type: none"> ・部屋の使用可能回数と実使用回数とを比較し、稼働率が低いようであれば利用者を増やす努力を促してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋の使用回数についての稼働率を算出し、利用者増加の方策について検討するよう指導してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン利用者のアンケートを行い、住民ニーズを調査し、施設の効用を最大限に発揮する事業計画を立てる時の参考にしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施、分析については既に指定管理者と協議をおこなっております。今後、指定管理者においてアンケートを実施するとともに、計画への反映を促してまいります。

監査対象機関名	健康福祉課	
監査実施年月日	平成 30 年 11 月 16 日（金）	
監査の結果	措置の状況	
国民健康保険診療所の指定管理の契約等について <ul style="list-style-type: none"> ・診療所の赤字分を補填しているが、診察料を村の収入とし、人件費等の経費のみを払うこととすれば赤字補填をしなくてもすむのではないか。より良い仕組みについて再考すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金制は、指定管理者が公の施設の利用料を自らの収入として收受する制度であり、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定によるものであります。利用料金制度を活用することがふさわしくない場合を除き、積極的に利用料金制を活用することを原則とすることから、当診療所についても利用料金制を選択しております。指定管理者の経営努力も含め、赤字減少の仕組みについて指定管理者と協議を重ねて参ります。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画では午前中の診察時間は 11 時 30 分までとなっているが、条例施行規則では診察時間は 12 時までとなっている。受付時間が 11 時 30 分までとのことだが、そうであれば分かるようにその旨を記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降の事業計画について、条例施行規則と同一内容とするよう改善いたします。 	

監査の結果	措置の状況
<ul style="list-style-type: none"> 協定書に運営交付金に関する金額が書かれていない。覚書で金額を定めているとのことだが、協定書においても1年1700万円の5ヶ年分を運営交付金の上限とすると具体的に明記した方が良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 協定書作成の時点で上限額を具体的に1700万円の記載とした方が明確でありましたが、協定書の変更については考えておりません。協定書第24条第2項により、指定管理者の申請の際に提出のあった収支計画書において示された運営交付金の金額（1700万円）とし、毎年の覚書において記載いたします。
<ul style="list-style-type: none"> 指定管理の申請の際に提出された事業計画書しかなく、平成29年度に実際に協定を結ぶ際に提出されるべき5ヶ年の事業計画書が提出されていない。事業計画書の提出を受けて、村長の承認決裁をとること（協定書第8条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者へ再度事業計画書の提出を求め、村長の承認決裁を取ります。
<ul style="list-style-type: none"> 運営補助金の交付要綱を作成し、補助金の申請を受け付けているが、協定書を結んでいるならば申請の手続きは必要ないのではないか。補助金ではなく、管理、運営を委託するという意味で委託料として支払うべきではないのか。再度検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理料については、村と指定管理者の間の協議により運営交付金として協定書を締結しました。その結果、19節負担金、補助及び交付金の予算措置を行い、運営費交付金交付要綱を作成しました。指定管理者制度の下では、地方公共団体と指定管理者は「委託・受託」という関係にはありませんが、公の施設を指定管理者に管理を行わせるための適切な支出科目が13節委託料か19節負担金、補助及び交付金であるべきか精査し、今後指定管理者及び人事財政課と協議のうえ検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者選定委員会規則とそれに準じた選定委員会設置要綱を制定しているが、要綱内に国民健康保険診療所の指定管理に関する選定委員会である旨が記載されていない。また、委員長からの意見書が村長に提出されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 要綱内に国民健康保険所の指定管理に関する選定委員会である旨の記載がされていない件については、要綱の改正を行います。要綱第8条による委員長から村長への会議の結果報告について、担当課起案の結果報告であったため、今後適切に対応します。

監査の結果	措置の状況
<ul style="list-style-type: none"> 電気代は保健センターと診療所で面積の割合で按分して支払うことになっているが、基本料は按分せずに保健センターが払うこととなっている。どのような取り決めとなっているのか再度確認すること。また、消耗品や修繕費を村が一部負担しているが、どこまでを村が負担することになっているのか、再度協定の内容について審議すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気代については、基本料金も含め按分するよう指定管理者と協議を行います。 業務仕様書及び協定書において管理運営の関する費用分担の取り決めを行っています。20万円未満の修繕費については、指定管理者の負担によるものとし、20万円以上については、その必要性を協議の上村が負担をしています。また、経年劣化に該当するものについても村負担としております。
<ul style="list-style-type: none"> 委託料として千早地区の落ち葉の清掃を依頼しているが、契約書等が交わされていない。手続きとして契約書や請書を交わしておくこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、随意契約ガイドラインに基づき適正に手続きを行います。
<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険診療施設運営協議会の分担金を村が支払っているが、村の直営でないならば加入を辞めてはどうか。もしくは村ではなく、指定管理者に加入してもらえば良いのではないかと。メリット、デメリットを考慮し、方針を再考すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府国民健康保険診療施設運営連絡協議会の経費は、国民健康保険診療施設を有する保険者の負担とされているところから、保険者である村が負担するものと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 条例第15条第3項において、指定管理者から提示された利用料金の額を村長が承認しなければならないと規定されているが、診断書料等の額を村長が承認したという決裁がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例第15条第3項及び協定書第26条第2項に基づき村長の承認決裁を取ります。
<ul style="list-style-type: none"> 条例16条において減免の規定があるが、減免の基準が作成されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 千早赤阪村国民健康保険診療所条例施行規則第3条において利用料金の減免基準を定めています。
<ul style="list-style-type: none"> 条例第2条第3号において、「国民健康保険診療所及び保健施設に関する研究を行い、国民健康保険の健全な運営に貢献すること。」とあるが、研究の実施内容が不明瞭である。事業報告の際に、この研究の実施状況についても報告を求めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究の実施内容について、現在、協定書第21条に基づく事業報告書等に記載を求めています。今後、指定管理者と協議し検討いたします。

監査の結果	措置の状況
<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年に指定管理者が変更となっているが、その際の公文書の引継の記録がない。経理の帳簿やカルテなどの公文書の引継は、村が立ち会いを実施し、引継書類として記録を残すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 引継について書面での記録を残します。
<ul style="list-style-type: none"> 損益計算書に記載されている本部経費 600 万円の支払い根拠が不明瞭である。対収益で 26%の負担となっており、見直しの必要がある。 賃借対照表に記載されている借入金 120 万円と 1,880 万円の明細が無く、内容が不明である。詳しい計算書を貰い、内容の詳細を確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部経費については、協会運営施設全てで負担する経費で、診療所一医療機関につき一律年額 600 万円が基本額と取扱いされています。収益が少ない状況においては、対収益の割合が高くなる状況ではありますが、協会の基準のため見直しの予定はありません。しかしながら、協会に対し詳細な明細を求め確認を行います。 協会に確認を行ったところ、診療所運営にあたる運転資金との回答であり、内容について書類の提出を求め確認いたしました。
<ul style="list-style-type: none"> 医師住宅の家賃として協会が支払った平成 29 年 4 月から 11 月までの 1,334 千円の明細がない。内容の詳細を確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者に対し、内容について書類の提出を求め確認いたしました。
<ul style="list-style-type: none"> 協定書第 22 条で実績報告書の把握と評価をするという規定になっている。毎月の報告は提出されているが、その内容を評価した決裁が無い。また、毎年の報告書は簡易決裁で処理されており、評価が実施されていない。事業計画と実績報告の内容を比較し、計画通りになっていない場合は、改善を求めるべきである（協定書第 21 条、第 22 条、第 23 条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、協定書第 22 条に基づき、指定管理業務の状況把握及び評価を書面により行い決裁を取るよう徹底いたします。
<ul style="list-style-type: none"> 決算書には 3 月までの診療収入が記載されているが、2 ヶ月遅れで入ってくる個人負担分以外の収入の額も反映されている。3 月末で締めた場合、4 月、5 月に入るべき額は未収金として計上されるものではないか。2 ヶ月遅れの収入がどのように計上されているのか確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者に対し明細を求め確認を行います。

財政援助団体等監査指摘事項

監査対象機関名	観光・産業振興課
監査実施年月日	平成 30 年 12 月 21 日（金）
監査の結果	措置の状況
<p>香楠荘、金剛山ロープウェイの指定管理の契約等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 香楠荘、金剛山ロープウェイの指定管理に関し、平成 28 年度に行うべき債務負担行為が行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年第 1 回定例村議会において、追認議案として提案し、3 月 1 日の本会議にて可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> 協定書第 4 条第 2 項第 3 号において、業務内容は「乗車券の交付及び改札に関すること」となっているが、村の金剛山ロープウェイ条例第 7 条第 4 号には「乗車券の販売及び改札に関する業務」を行うことと規定されている。協定書においても販売の業務を規定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、協定書で「販売」とします。
<ul style="list-style-type: none"> 協定書第 6 条において、利用料金は指定管理者が条例の範囲内において定めるものとし、改定については事前に村の承認を受けることとなっているが、指定管理者と村で利用料金について定めた書類が作成されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、料金改定時には書面による手続きをします。
<ul style="list-style-type: none"> 協定書第 7 条第 2 項において、利用者の増加に寄与する事業を実施した場合は、指定管理者が収受した事業収入については村と協議のうえ、村に納付することとなっているが、協議した書類が作成されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 実績はありません。今後該当する事業が実施される場合は、協定書の規定に沿ってします。
<ul style="list-style-type: none"> 協定書第 8 条第 3 項において、維持管理については 1 件 130 万円未満の工事並びに単品 80 万円未満の機器等の購入及び修繕に関するもの以外の維持管理については村と大阪府が協議して実施することとなっているが、協議した内容に関する書類が作成されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は書類を作成します。

監査の結果	措置の状況
<ul style="list-style-type: none"> 協定書第 17 条において、指定管理者は業務の事業計画書を、当該年度の前年度の 1 月 31 日までに提出することになっているが、提出されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年度分について提出を求め、提出されました。
<ul style="list-style-type: none"> 協定書第 18 条において、指定管理者は毎月の利用状況及び売上状況について月例報告書を作成し、翌月 10 日までに提出することになっているが、提出されていない。また、香楠荘の仕様書において、月例報告書は様式第 1 号の書式で作成することになっているが、様式が定められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 鑑文をつけて提出するよう求め、平成 31 年 1 月分（2 月提出分）から実行されました。 香楠荘の月例報告書は、今後様式として規定し、指定管理者に通知します。
<ul style="list-style-type: none"> 協定書第 19 条において、指定管理者は年度終了後 30 日以内に業務の実績報告書を提出することになっているが、提出されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度分から提出するよう求めます。
<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の P 2、1 総則、(7) において、指定管理者が点検や清掃などの業務を第三者に再委託する場合は、事前に村と協議し、再委託先との契約書及び業務仕様書の写しを提出することとなっているが、提出されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年度から文書により協議します。契約書及び仕様書は提出されました。
<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の P 2、1 総則、(4) ④、⑤において香楠荘賃借料の支払いについての規定があるが、賃貸借契約を交わしているのか。契約しているのであればその内容を確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸借契約は交わしておらず、乙から甲へ支払われるのは「納付金」であり、仕様書の見直しを検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の P 3、2 広告、宣伝活動、(1) ③において、指定管理者が観光施設の広告を行った際は、その都度村に報告することとなっているが、報告されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 実績はありません。
<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の P17「2 業務内容」において (4) の項目が抜けている。また、(8) に報告書等の提出とあるが、協定書に規定している報告書以外に提出するものがあるのか確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 以前の仕様書で「(4)専用水道の維持管理」がありましたが、別途仕様書を定めることとなり、削除したものでその際項ずれさせるのが漏れていました。報告書以外に提出するものとしては、その添付書類を想定し、「報告書等」という表現として

監査の結果	措置の状況
	います。
<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の P18「6 利用料金の収受」において、利用料金を定めた際は公表をすることになっているが、公表がされていない。また、協定書第 24 条第 2 項の内容に準ずることと記載されているが、協定書第 24 条は反社会的勢力に関する表明についての項目であり、内容が一致しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者は、利用料金はパンフレットなどで公表しているという認識です。 ・後段については、今後指定管理者と削除も含めて協議します。
<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の P18「8 報告書等の提出」(2)において、項目には事業計画書と記載されているが、内容は事業報告書についてが記載されている。また、毎年度終了後 45 日以内に提出することとなっているが、協定書第 19 条では年度終了後 30 日以内に提出することとなっており、内容が一致していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業報告書」「30 日以内」が正しく、改めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・協定書と仕様書が別冊になっており、割印や互いの印鑑が押されていない。仕様書が勝手に改定されてしまう恐れもあるので、割り印等を押したものを保管すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、合冊し、一体で管理して、取扱い・保管について注意・徹底します。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、売上の状況が改善されないのであれば、客室の使用状況や食材の仕入状況等を確認し、村から経営の改善を要望してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村と指定管理者で経営改善の方策を検討し、要望していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度における特別会計の決算概要調書に記載されている香楠荘の宿泊収入と食堂収入の売上高と実績報告書の額が一致しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算概要書は、J A F 会員などに対する割引をした場合の実売上の合計金額で、会社からの報告は定価による合計金額となっています。今後は、統一するよう協議します。
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 10 月度、11 月度におけるロープウェイ利用状況及び売上状況について歳入予算整理簿及び月例報告書を調査したところ、両月とも予算整理簿と入金金額に誤差が生じている。集金日枚の日報集計と予算整理簿の入力時に細心の注意を払い、相異が無いように対策を講じること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日毎に売上をパソコンで集計したものからロープウェイ事務所でその日の内訳書を作成し、それに基づき調定していました。この内訳書作成の際、記載誤りがありました。今後は、パソコンでの集計と突合します。